

訂正表

頁	行	誤	正
57	図表 7	信託財産 <u>保留額</u>	信託財産 <u>留保額</u>
58	18	贈与を受けた年の 1 月 1 日において <u>20 歳</u> 以上である受贈者が、父母や祖父母などの直系尊属	贈与を受けた年の 1 月 1 日において <u>18 歳</u> 以上である受贈者が、父母や祖父母などの直系尊属
59	7	この課税制度の対象者は、贈与する人が 60 歳以上の父母や祖父母であり、贈与を受ける人は <u>20 歳</u> 以上で、かつ贈与する人の <u>直系尊属</u> である子や孫となる。	この課税制度の対象者は、贈与する人が 60 歳以上の父母や祖父母であり、贈与を受ける人は <u>18 歳</u> 以上で、かつ贈与する人の <u>直系卑属</u> である子や孫となる。
62	10	相続人が <u>20 歳</u> 未満の場合は、 <u>20 歳</u> に達するまでの年数 1 年につき 10 万円を控除する。	相続人が <u>18 歳</u> 未満の場合は、 <u>18 歳</u> に達するまでの年数 1 年につき 10 万円を控除する。